

「第65回指定都市市長会議」及び 「多様な大都市制度実現プロジェクト」の開催結果について

7月22日に「第65回指定都市市長会議」及び「多様な大都市制度実現プロジェクト」が東京都内で開催され、山中 竹春 横浜市長が出席しました。

多様な大都市制度実現プロジェクトでは、第34次地方制度調査会の審議項目に対する現時点の考え方を整理するとともに、特別市制度のあり方を考える上で重要な論点となる「広域的な調整機能」と「財源」に関する基本的な考え方について議論を行いました。

第65回指定都市市長会議では、「地域未来戦略の推進に関する指定都市市長会要請」等、7件の要請が採択されました。また、^{はやし}林 ^{よしまさ}芳正 総務大臣との意見交換が行われました。

1 第65回指定都市市長会議

(1) 採択された要請

- ・ 地域未来戦略の推進に関する指定都市市長会要請
- ・ ふるさと納税制度の見直しに関する指定都市市長会要請
- ・ 特別養護老人ホーム等の大規模修繕等に関する指定都市市長会要請
- ・ 情報セキュリティの確保とクラウドサービスの利用推進に向けた指定都市市長会要請
- ・ 都市再生の推進に関する指定都市市長会要請
- ・ 大規模災害対策に関する指定都市市長会要請
- ・ 医療的ケアが必要な方や強度行動障害の状態にある方の家族の支援に向けた指定都市市長会要請

※詳細については、添付資料1-1を御参照ください。

(2) ^{はやし}林 ^{よしまさ}芳正 総務大臣との意見交換

「大都市を核とした広域連携の推進」や「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現」について、指定都市市長が説明した後、意見交換を行いました。

※詳細については、添付資料1-2を御参照ください。

裏面あり



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



2 多様な大都市制度実現プロジェクト

(1) 会議結果概要

- ・第34次地方制度調査会で示された特別市制度に関する審議項目について、現時点の考え方を整理するとともに、今後の調査審議の状況に応じて議論を深め、必要に応じて考え方を見直していくことを確認
- ・特別市制度のあり方を考える上で、重要な論点となる「広域的な調整機能」と「財源」に関する基本的な考え方をとりまとめ、今後の対応を確認

※詳細については、添付資料2をご参照ください。

(2) プロジェクト参加市長（13市）

川崎市（プロジェクトリーダー）、
横浜市（プロジェクトサブリーダー）、名古屋市（プロジェクトサブリーダー）、
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、浜松市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市

<第65回指定都市市長会議の様子>



※写真データを希望される方は、下記の間合せ先（広域行政課長）まで御連絡ください。

- 「1 第65回指定都市市長会議」については、指定都市市長会と同時発表しています。
「2 多様な大都市制度実現プロジェクト」については、川崎市・名古屋市・指定都市市長会と同時発表しています。

お問合せ先

- | | | | |
|------------------------|-----------|----|------------------|
| 【第65回指定都市市長会議について】 | 広域行政課長 | 高村 | Tel 045-671-2108 |
| 【多様な大都市制度実現プロジェクトについて】 | 特別市制度企画課長 | 室町 | Tel 045-671-4323 |



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



記 者 発 表 資 料
令 和 8 年 7 月 2 2 日
指 定 都 市 市 長 会

報 道 機 関 各 位

7月22日（水）、指定都市市長会は、
「第65回指定都市市長会議」を開催し、
7件の要請を採択しました。

《採択した提言・要請・決議》

- （１）地域未来戦略の推進に関する指定都市市長会要請
- （２）ふるさと納税制度の見直しに関する指定都市市長会要請
- （３）特別養護老人ホーム等の大規模修繕等に関する指定都市市長会要請
- （４）情報セキュリティの確保とクラウドサービスの利用推進に向けた指定都市市長会要請
- （５）都市再生の推進に関する指定都市市長会要請
- （６）大規模災害対策に関する指定都市市長会要請
- （７）医療的ケアが必要な方や強度行動障害の状態にある方の家族の支援に向けた指定都市市長会要請

※ 詳細は、別添資料をご覧ください。

※ 要請文・提言文の日付が空欄になっていますが、要請活動当日の日付を記載して省庁等へ提出する予定です。

問合せ先

指定都市市長会事務局（担当：諸岡 / 蟻川）

Tel 03-3591-4772

Mail jimukyoku@siteitosi.jp

地域未来戦略の推進に関する指定都市市長会要請

国は、地方創生２．０基本構想を決定し、今後１０年間を見据えた地方創生の方向性を定め、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」を策定した。さらにこの総合戦略で整理した施策を基盤として、「強い経済」の実現に力点を置いた全体戦略である「地域未来戦略」とそれに基づく政策パッケージにより、地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地方の大きな伸び代である多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図っていくとしている。

地域未来戦略において地方の役割とされる「地域産業クラスター計画」については、都道府県だけではなく、指定都市も策定できることとなったが、都道府県と異なる産業クラスター形成を目指す場合に限られている。さらに、地域産業成長プラン（地域産業クラスター計画及び地場産業成長プラン）を推進するための財源措置についても、国は、都道府県が基金を設置して取り組むことを想定し、令和８年度の地方財政措置として創設された「地域未来基金費」は、都道府県への普通交付税として措置されるため、指定都市へ配分される確実性がない。加えて、地域未来交付金についても、令和８年３月９日「地域未来交付金の交付上限額に関する指定都市市長会緊急要請」において、指定都市の区分の創設等を要請してきたところであるが、その交付上限額は、都道府県と、中枢中核都市及びその他の市区町村との間で差があり、さらに、中枢中核都市に該当していない東京圏の指定都市については、その他の市区町村と同額となっている。

指定都市はこれまでも様々な場面で圏域全体を牽引する役割を果たしてきており、求められている役割も拡大していることに鑑みれば、そうした役割が引き続き十分に発揮できるようにする必要があるが、この度の地域産業成長プランにおける指定都市の計画策定権限や地方財政措置はもとより、地域未来交付金の交付上限額についても、圏域経済を支える大都市である指定都市の強みを活かすには不十分であると言わざるを得ない。

については、指定都市が圏域をリードし、都道府県や周辺市町村とも連携しながら地域産業を成長・発展させ、地方創生の更なる推進を図れるよう、指定都市市長会として下記のとおり要請する。

記

圏域における経済活動の中枢を担う指定都市が、その中核的機能を十分に発揮し、「地域未来戦略」に基づく地方創生を一層強力に推進できるよう、都道府県と同等の計画策定権限の付与及び財政措置を行い、指定都市に集積する多くの企業・豊富な人材・技術等の資源を最大限に活用し、地域の実情に応じて圏域全体の発展を牽引する役割を果たせるよう制度設計を行うこと。

令和 年 月 日
指定都市市長会

ふるさと納税制度の見直しに関する指定都市市長会要請

ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に対して、税制を通じて貢献するという趣旨のもと創設された制度であるが、一部の地方自治体で過度な返礼品が設けられたことにより、返礼品を目的とした寄附者が増加している。

その結果、都市部の税収減に大きく作用し、指定都市における税額控除額は全国の市町村の3分の1超を占めており、ふるさと納税制度による指定都市の税収減は、もはや看過できる状況にない。

令和8年度税制改正において、特例控除額に193万円の定額の上限が新たに設定されたものの、この改正は、給与収入1億円相当を超える限られた高所得者を対象としたものであり、依然として指定都市の税収減が大きく、高所得者ほど制度の恩恵を受けうるという課題が残されている。

また、ふるさと納税ワンストップ特例制度については、マイナポータルを活用した寄附金控除に係る申告手続の簡素化までの特例的な仕組みとして導入されたにもかかわらず、令和3年分の確定申告からマイナポータルを活用した新たな申告方法が開始された後も廃止されていない。そのため、所得税控除相当額を個人住民税から控除するという現状の仕組みにより、本来、国が負担すべき減収分を地方自治体が肩代わりする状況が続いている。

については、指定都市市長会として下記のとおり要請し、その実現を強く求める。

記

- 1 ふるさと納税制度について、より本来の趣旨に沿った制度となるよう、特例控除額の上限額を引き下げるなど、更なる見直しを早急に行うこと。
- 2 ふるさと納税ワンストップ特例制度を速やかに廃止するとともに、廃止までの間、個人住民税から控除している所得税控除相当額について、地方特例交付金により全額を補填すること。

令和 年 月 日

指定都市市長会

特別養護老人ホーム等の 大規模修繕等に関する指定都市市長会要請

特別養護老人ホーム等の高齢者施設は、要介護者等の生活基盤であることはもとより、災害時には福祉避難所としての機能を担うことが期待されており、高齢化が進み、災害が頻発化・激甚化している我が国において、その重要性は一層増しているが、措置制度の下で建てられた多床室型の施設や介護保険法施行当初に建てられた施設など、築20年を超えるものが多くを占め、建物や設備の老朽化が顕在化しており、施設の大規模修繕や建替えのニーズが高まっている。

一方で、介護人材の確保や従事者の処遇改善、昨今の急激な物価高騰等による運営経費の増加に対し、介護報酬は公定価格であることなどにより、これらの施設は、独自に経費増加分を利用料等に転嫁することが困難であり、収支差率が著しく低くなっている。さらに、建築資材費や人件費の高騰など、建設費が大幅に増加しているため、大規模修繕や建替えに要する資金を十分に確保することが困難な状況が続いている。

都市部における介護需要が将来的にピークアウトを迎えることを踏まえ、大規模修繕などによる既存施設の有効活用や建替えにより対応（状況に応じた規模縮小を含む。）していく必要がある中、国においては、地域医療介護総合確保基金などにより大規模修繕に対する補助制度を設けているものの、建替えは対象外とされている。また、同基金を活用した補助制度は、介護施設等の新規整備を併せて実施すること等が補助要件とされているなど、多額の追加費用を要する仕組みで、活用しづらいものとなっている。さらに、令和7年度補正予算で新たに制度化された国土強靱化対策と一体的に行うことを要件とする補助制度は、基準額が低額で修繕費用を十分に賄うことができない。

全国的な建物の老朽化の進行、昨今の急激な物価高騰、建築資材費や人件費の高騰などの社会環境の変化や、将来的な介護需要のピークアウトを見据え、既存施設の長寿命化を図るとともに、計画的な建替えによる更新等を進めるため、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

老朽化した特別養護老人ホーム等について、昨今の社会環境及び将来的な介護需要の変化に合わせ、大規模修繕の補助要件の緩和や十分な補助基準額を確保するなど、活用しやすい制度へ見直すとともに、建替えを対象とする新たな補助制度を創設するなど、必要な財政措置を講じるための抜本的な見直しを早急に実施すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

情報セキュリティの確保とクラウドサービスの利用推進に向けた 指定都市市長会要請

指定都市においては、人口減少社会を見据えた持続可能な行政運営に加えて、人口規模の大きさや多岐にわたる業務を背景に、業務の効率化・高度化、住民サービスの向上に向けたデジタル化の推進がより重要となっている。また、A I 技術を悪用したサイバー攻撃をはじめ様々な脅威に直面しているほか、令和8年4月施行の改正地方自治法により「サイバーセキュリティを確保するための方針」策定やサイバーセキュリティの確保に必要な措置が義務付けられるなど情報システムの適正な利用を確保するための高度な情報セキュリティ対策が求められている。

これを実現するための情報セキュリティの専門人材の確保・育成は喫緊の課題であるが、国の実務者向け研修等を活用した専門人材の育成には時間を要するため、国による情報セキュリティ対策に係る相談窓口の設置や伴走支援等の人的支援が必要である。また、今後、情報セキュリティ対策の高度化や専門人材の不足等により、各地方自治体が個別に関連システムやサービスの調達を行うことがより困難となることから、自治体情報セキュリティクラウドのような共同調達・共同運用の仕組みの更なる整備等が求められる。

さらに、国は「クラウド・バイ・デフォルト原則」の徹底を掲げており、指定都市をはじめ全国の地方自治体でも、クラウドサービスの利用推進について検討する必要がある。総務省は「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」において、個人情報や非公開情報を含む機密性の高い情報資産を扱う場合には、1,000項目以上の審査基準への適合や定期的な外部監査へ対応するISMAP又はISMAP-LIUに登録されたクラウドサービスの利用を推奨している。しかし、地方自治体が必要とするクラウドサービスの提供事業者に対して登録を働きかけても、当該登録を受けるためには多大な作業と費用の負担を伴うことから、登録が進んでいない実状にある。各地方自治体は業務要件に合った適切な選択肢を確保するため、当該登録外のサービスを含めて検討を行っているが、その確認・評価の負担が大きいことがクラウドサービス利用推進上の課題となっている。

以上を踏まえ、情報セキュリティの確保とクラウドサービスの利用推進を図るため指定都市市長会として下記のとおり要請する。

記

- 1 A I 技術を悪用したサイバー攻撃等の脅威を踏まえ、専門人材が不足する中でも情報セキュリティ対策の強化を図るため、実務者向け研修等を実施するほか情報セキュリティ対策に係る相談窓口や伴走支援等の人的支援については、各地方

自治体のニーズを調査した上で容易に活用でき、かつ効果を得やすい仕組みとして整備すること。また、自治体情報セキュリティクラウドのような各地方自治体の負担を軽減でき、情報セキュリティ対策の強化に資する共同調達・共同運用の仕組みの更なる整備を推進すること。

- 2 ガイドラインで推奨する I S M A P や I S M A P - L I U について、現行のセキュリティ水準を確保しつつ、地方自治体におけるクラウドサービスの選択肢を拡大するため、事業者に対して過度な負担となっている要件や費用等の軽減につながる見直しを行い、登録を促進すること。また、登録外のクラウドサービスの利用が必要な実態を踏まえ、ガイドラインで示される情報資産の分類に応じたセキュリティ要件等を専門人材が不足する地方自治体が円滑かつ的確に確認・評価できるよう、国として参考となる評価手法の整備等必要な支援を行うこと。

令和 年 月 日
指定都市市長会

都市再生の推進に関する指定都市市長会要請

平成14年の都市再生特別措置法施行以来、各種都市再生制度が運用され、全国各地で都市再生が進められることにより、圏域の中核や地域の拠点として必要となる都市機能の集積や都市基盤の整備が図られてきた。

一方で、人口減少の本格化、資材価格やエネルギー価格の高騰など、大きく変化する社会経済情勢に対応した都市再生を推進することにより、都市の活力を取り戻すとともに、多極分散型社会を実現し、魅力にあふれ、暮らしやすい持続可能な街を将来世代にも引き継いでいくことが求められている。

特に近年では、建築費の高止まりや資材不足等の事業環境の悪化により都市再生の停滞が危惧される深刻な事態に直面している。

各自治体が抱える重要な都市開発プロジェクトの推進のためには、時代のニーズに即した民間開発等の呼び込みや民間事業者との連携が欠かせず、都市の成長に繋がる安定的な事業推進に係る国の支援は極めて重要である。

また、広域ネットワークの形成に係る都市基盤整備については、地方のみにとどまらない広域のプロジェクトとして国と地方が連携して進める必要がある。

については、都市再生の推進に向けて、下記のとおり要請する。

記

(令和の都市（まち）リノベーション推進に対する支援)

- 1 令和の都市（まち）リノベーションを国、地方公共団体、地域住民・事業者等が一体となって、機を逃さず、強力に進めていくため、令和8年5月27日公布の改正都市再生特別措置法の趣旨及び具体的運用が早期に浸透するよう、分かりやすく体系化されたガイドラインの整備と周知徹底を行うこと

併せて、本法改正と一体となって都市の価値向上に資する既存のウォーカブル施策や、コンパクト・プラス・ネットワークの推進を含め、以下に対する支援を強化すること

①ウォーカブル施策に対する支援

「行きたくなる」「過ごしたくなる」といった視点を重視し、ウェルビーイングの向上やパブリックライフの浸透につながる施策を推進するため、民間事業者等によるウォーカブル空間の創出や利活用を促す財政支援を拡充す

ること

②エリアマネジメント活動に対する支援

持続的なエリア価値の向上を図るため、公物占用料の減免等のインセンティブを充実するとともに、専門人材の育成・確保や官民連携による取組の将来にわたる活動継続を支えるため、十分な財源の確保及び機動的な財政支援を実施すること

③既存ストックの保全・活用に対する支援

既存ストックや地域資源を活かし、地域固有の魅力を高める取組を促進し、官民連携により継続的にエリア価値向上を図る体制の構築支援や財政支援の拡充を行うこと

④立地適正化計画の作成や見直し等に対する支援

コンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画の作成や見直し等への支援を充実するとともに、業務施設等の立地促進などへの十分な財源の確保及び「まちづくりの健康診断」などを活用した技術的支援を実施すること

(環境に配慮したまちづくりに対する支援の強化)

- 2 環境に配慮したまちづくりを推進するとともに、ウェルビーイングの向上を図るためには、都市における緑地・オープンスペースの確保が重要であることから、民間事業者等による良質な緑地確保の取組に対して評価・認定を行う優良緑地確保計画認定制度（T S U N A G）について、認定取得を促進するためのインセンティブの強化を図ること

併せて、官民連携による緑地・オープンスペースの確保を強力に後押しするため、「民間主体による低未利用地の活用を促進する市民緑地に係る税制上の特例措置（令和9年3月31日まで）」について、特例措置期限を延長すること

(地方都市等の再生に対する支援)

- 3 市街地再開発事業や土地区画整理事業、都市再生整備計画関連事業などのプロジェクトは都市の再生に重要かつ効果的な事業であることから、物価高騰や事業の長期化等の事業環境下においても確実かつ円滑に推進できるよう、それらの事業を支援する十分な財源の確保や事業の進捗に合わせた機動的な財政支援及び税制上の柔軟な取扱いを実施すること

また、「市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税制上の特

例（令和 9 年 3 月 31 日まで）」及び「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税制上の特例（令和 8 年 12 月 31 日まで）」について、特例措置期限を延長すること

（災害に強いまちづくりに向けた支援）

- 4 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域や主要駅等における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図る都市安全確保促進事業について、十分な財源を確保するとともに、ソフト・ハード対策への機動的な財政支援を実施すること

また、近年、全国的に地震や風水害等の甚大な災害が多発する中、安全なエリアへの自主的な移転を促進するため、「災害ハザードエリアからの移転促進のための税制上の特例措置」について、不動産取得税の特例措置期限（令和 9 年 3 月 31 日まで）を延長すること

（国際競争拠点都市整備事業等への機動的な財政支援）

- 5 我が国の経済の牽引役となる都市の国際競争力強化を図るため、オフィスやイノベーション拠点の集積やターミナル駅の機能強化などに資する都市インフラの整備を対象とする国際競争拠点都市整備事業等について、十分な財源を確保するとともに、事業の進捗に合わせた機動的な財政支援を実施すること

令和 年 月 日
指定都市市長会

大規模災害対策に関する指定都市市長会要請

近年、日本各地で大規模な災害により甚大な被害が多く発生しており、これらに備えた徹底的な事前防災の推進は喫緊の課題である。

国においては、過去の災害の教訓等を踏まえ、災害対策基本法や各種指針の改定を行うほか、「緊急防災・減災事業債」や「地域未来交付金」、「防災力強化総合交付金」などの様々な財政措置により、地方自治体の災害対策の推進にかかる支援が講じられている。

しかしながら、今後起こるとされる、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、広域な範囲で甚大な被害が想定される大規模災害に備え、さらなる災害対策の推進が必要である。とりわけ、多くの人口が集中し、様々な都市機能や産業が集積する指定都市においては、災害時に人命、財産はもとより住民の暮らしを守り、社会経済の被害を最小限に抑えるため、迅速かつ効果的な対応が求められる。

大規模災害時において、指定都市では非常に多くの避難者が発生することが懸念されており、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など、要配慮者の災害関連死の防止や、多様なニーズを踏まえながら、スフィア基準に適合した避難生活における良好な生活環境を確保していくために、質・量の両面から充実した資機材等の整備が必要とされている。

また、多くの観光客が来訪し、通勤・通学等の地域生活圏域の中核となる指定都市においては、大規模災害発生時に帰宅困難者の滞留が懸念されることから、帰宅困難者を一時的に収容する一時滞在施設の確保が不可欠である。しかし、施設管理者が損害賠償責任を問われるリスクへの懸念が障壁となり、施設確保が容易に進まないといった課題が長年解消されていない。

指定都市としては、各圏域の中核都市として、これら喫緊の課題に対して、自ら率先して取り組むとともに、令和8年中に設置が予定されている、災害対策の司令塔機能を担う「防災庁」とも十分な連携を図りながら、国と一体となって防災力の向上に取り組んでいく必要がある。

ついては、指定都市市長会として、今後起こり得る大規模災害に備えた災害対策を推進するため、下記のとおり要請する。

記

1 避難生活における生活環境の改善に向けた財政措置

避難生活における資機材等の整備をはじめとする事前防災の取組に対して、交付対象事業費の引き上げや、災害用の大型の資機材はもとより、消耗品・備品を含めた、個々の地方自治体のニーズに応じた品目についても広く対象とするなど、十分な財政措置を講ずること。

2 帰宅困難者対策への支援

帰宅困難者を受け入れる施設管理者の責任の範囲をより明確にするための法制度上の担保など、一時滞在施設の管理者の損害賠償責任を回避するための方策を講ずること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

医療的ケアが必要な方や強度行動障害の状態にある方の家族の支援 に向けた指定都市市長会要請

重度の医療的ケア児・者については、日常的に介護する家族が、常に目を離すことができず、まとまった休息が取れないなど過酷な環境に置かれている。指定都市市長会では、令和7年8月にも、医療的ケア児・者の家族への支援拡充等を要請しており、医療的ケア児等総合支援事業における在宅レスパイト等への補助については一定の制度拡充が行われた。しかしながら、家族の負担軽減に向けては、施設・事業所における受入れの拡大など、さらなる支援の充実が不可欠である。

また、強度行動障害の状態にある方においても、頻回な自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす場合の適切な支援が難しく、施設入所支援や生活介護などの障害福祉サービス事業の受入を断られる場合もあり、家族が一手に介護を担い、疲弊している状況がある。

現行のサービス報酬基準では、施設等において支援に必要な人員を配置し、十分な支援を行うことが困難な状況にある。より手厚く継続的な支援を行い、家族の負担軽減を図るため、令和9年度の次期報酬改定に確実に反映するように、指定都市市長会として下記のとおり要請する。

記

- 1 医療型短期入所を増やし、安定的に利用者を受け入れられるようにするため、基本報酬や加算等を見直し、事業所収入を入院と同等以上にするなどのインセンティブを設けること。

特に重度の医療的ケア児・者を受け入れるためには、専門性の高い病院等が運営することが必要であり、それに見合う報酬とするなど必要な財源措置を講ずること。

また、送迎に係る補助に加え、医療型短期入所事業所として日中活動の充実を図るために、人員体制の強化に向けた対応を行うこと。

- 2 生活介護は、放課後等デイサービスと同様に医療的ケア区分を設けるなどして、重度の医療的ケア者の支援に見合う水準まで報酬を増額すること。
- 3 生活介護や共同生活援助など強度行動障害の状態にある方が利用する事業所では、当該利用者に自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動がある場合、職員1人または複数人での支援が必要となることから、その支援を評価する報酬体系とすること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

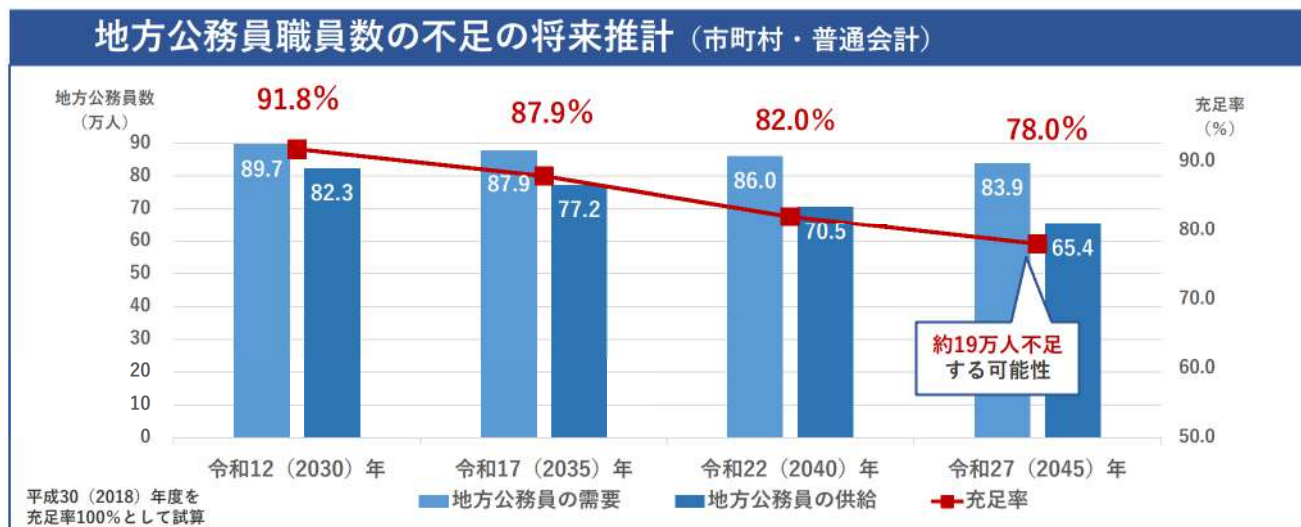
総務大臣との意見交換

令和8年7月22日

大都市を核とした広域連携の推進

我が国に対する危機意識

地方公務員の職員数

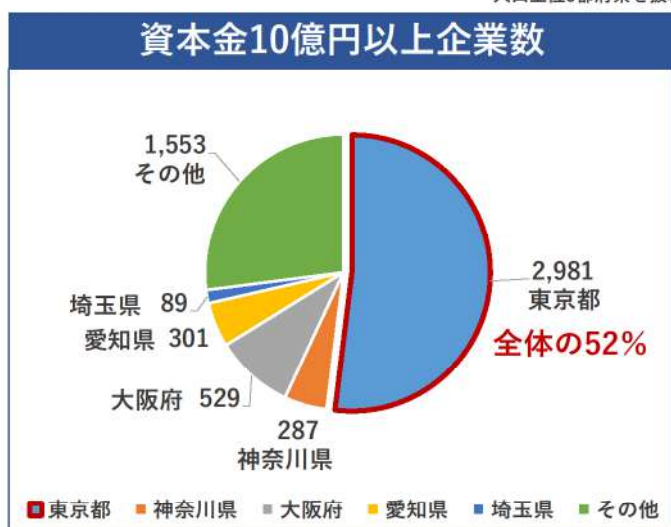
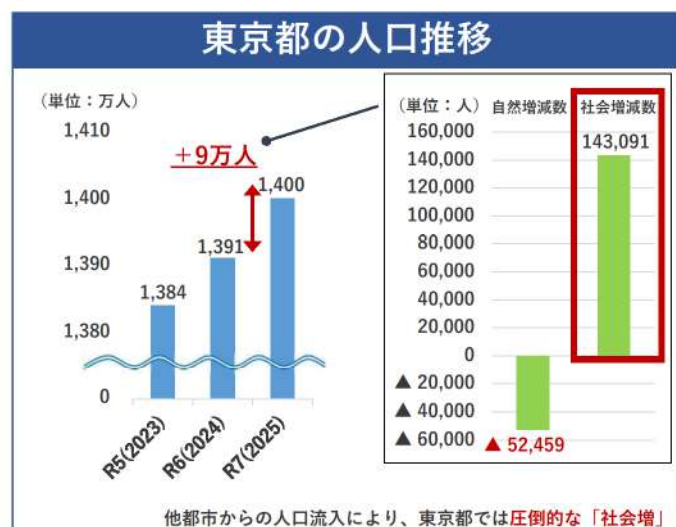


人口減少に伴う職員数の不足等により、都道府県から受けてきた事務を担いきれない自治体が出てくるおそれ

2

我が国に対する危機意識

東京都への一極集中の状況



今後は東京都のみ人口が増加する見込み、大企業は東京都に偏在

3

大都市を核とした広域連携の必要性

国における議論の動向

大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ報告書（令和7年6月）より

- ・ 人口減少や高齢化等の人口構造の変化が進む中で、地域のリソースを効果的に活用していくためには、圏域における社会・経済活動の中心的な役割を担うことが期待される**指定都市が中心となって、地域や組織の枠を越えた連携を進めていくことが重要**
- ・ 三大都市圏においては、比較的リソースを有すると考えられる指定都市等を中心とした連携の枠組みについて検討することが考えられる。

第34次地方制度調査会 審議項目より

- 「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方について
 - ・ 地域の特性を踏まえた市町村間の水平連携や都道府県の補完・支援などの広域連携等の取組を進めていくためには、都道府県・市町村間でどのような枠組みが必要と考えられるか。
- 「大都市地域における行政体制」の在り方について
 - ・ 国全体で、将来にわたり、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための方策が課題となる中、大都市地域はどのような役割を果たしていくべきと考えられるか。

4

大都市を核とした広域連携の必要性

現行制度（連携中枢都市圏）

【目的】人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成すること

【要件】連携中枢都市は、昼夜間人口比率が概ね1以上の指定都市または中核市（**三大都市圏は対象外**）

指定都市による広域連携の事例

- 指定都市が連携中枢都市となって7圏域を形成（札幌・新潟・静岡・岡山・広島・北九州・熊本）
- 能登半島地震の被災地支援では、指定都市20市から全体の2～3割に及ぶ職員を派遣

指定都市市長会要請（令和7年6月）

- ✓ 連携中枢都市圏に対する財政措置等の支援を強化すること
- ✓ 三大都市圏を含む、希望する全ての地域において大都市を中心とした圏域を形成できるよう、現行制度の拡充あるいは**新たな広域連携制度の創設**を実現すること

5

<参考> 指定都市による広域連携事例

分野	取り組み内容
医療・衛生	・ 周辺自治体との市域を跨いだ病院の再編統合 ・ 周辺自治体の市民病院との診療の相互連携による地域医療提供体制確保 ・ 予防接種・乳幼児健診等の相互受け入れ ・ 圏域を対象に救急医療相談を受け付ける救急相談センター（＃7119）を指定都市が設置・運営 ・ 将来の火葬需要の増加に対応するため、周辺自治体と指定都市で火葬場を整備
消防・救急	・ 周辺自治体の消防事務の受託、消防指令システム・はしご付き消防自動車の共同運用 ・ 119番通報受付や出動指令の集約化等、消防指令事務の共同運用 ・ 指定都市の消防ヘリコプターを周辺自治体の消火活動等に活用 ・ 指定都市が保有する鑑識資機材等を周辺自治体へ提供し、技術支援を実施
上下水道	・ 周辺自治体の上下水道事業を受託 ・ 周辺自治体の水道事業を統合 ・ 災害時の応急給水や資材調達等、水道事業における技術協力協定の締結
環境	・ 周辺自治体の可燃ごみを指定都市が保有する焼却施設で処理 ・ 災害発生時の廃棄物への対応について、周辺自治体との相互支援体制を構築 ・ 次世代エネルギーの利用拡大、地球温暖化対策にかかる周辺自治体との連携協定の締結

6

<参考> 指定都市による広域連携事例

分野	取り組み内容
子育て・教育	・ 相互利用のニーズが高い地域における保育所等の共同整備と管外保育の推進 ・ 図書館、公立夜間中学等の市施設の周辺自治体との相互利用
産業・地域活性化	・ 指定都市を含む二つの連携中枢都市圏が協定を締結し、産業振興や観光振興等の分野で連携事業を実施 ・ 周辺自治体との連携により共同の観光プロモーション、ツアー商品造成等を実施 ・ 周辺自治体と連携した新たな販路獲得や商品開発のための伴走支援の実施 ・ 地域活性化や移住促進にかかる周辺自治体との共同イベントの開催
専門人材・人材育成	・ 周辺自治体職員が参加可能な外部専門人材による研修等を指定都市が実施 ・ 指定都市が技術職員を確保し、圏域の自治体に派遣
自治体DX	・ 周辺自治体職員が参加可能なDX人材育成研修を指定都市が実施 ・ 周辺自治体とのGIS等の共同調達・共同利用 ・ 地域DXの促進にかかる周辺自治体との共同イベントの開催

7

人口減少時代を見据えた 多様な大都市制度の早期実現

特別市制度に関する議論の状況

第34次地方制度調査会の今後の審議項目

「大都市地域における行政体制」の在り方

- 1 大都市地域が果たすべき役割
- 2 「特別市」の意義
- 3 「特別市」の制度化を検討する場合の論点

主な論点

- ・ 広域的な行政課題に対応する**連携**の在り方
- ・ 税財源配分など**財政面**の在り方

- 4 住民自治等の確保

特別市の**制度設計に直結する論点**が整理され、
制度の**具体化に向けた議論を行う段階**に入っている

現行制度のままでは持続可能な行政運営が困難

人口減少・少子高齢化の進展

▶ **行政需要は複雑化・増大**

現行の道府県と指定都市
による二層制構造

▶ **意思決定の遅れや行政の重複が発生**

都道府県域を越えた
生活圏・経済圏の形成

▶ **広域的な都市課題の発生**

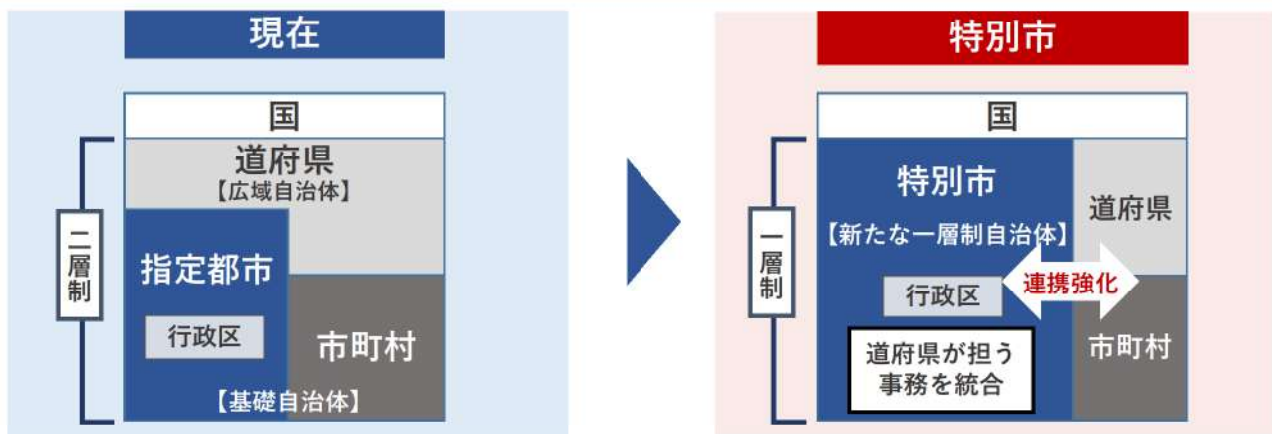
我が国の将来を見据え、
地方自治制度の抜本的な見直しを行う時期に来ている

10

特別市制度の意義

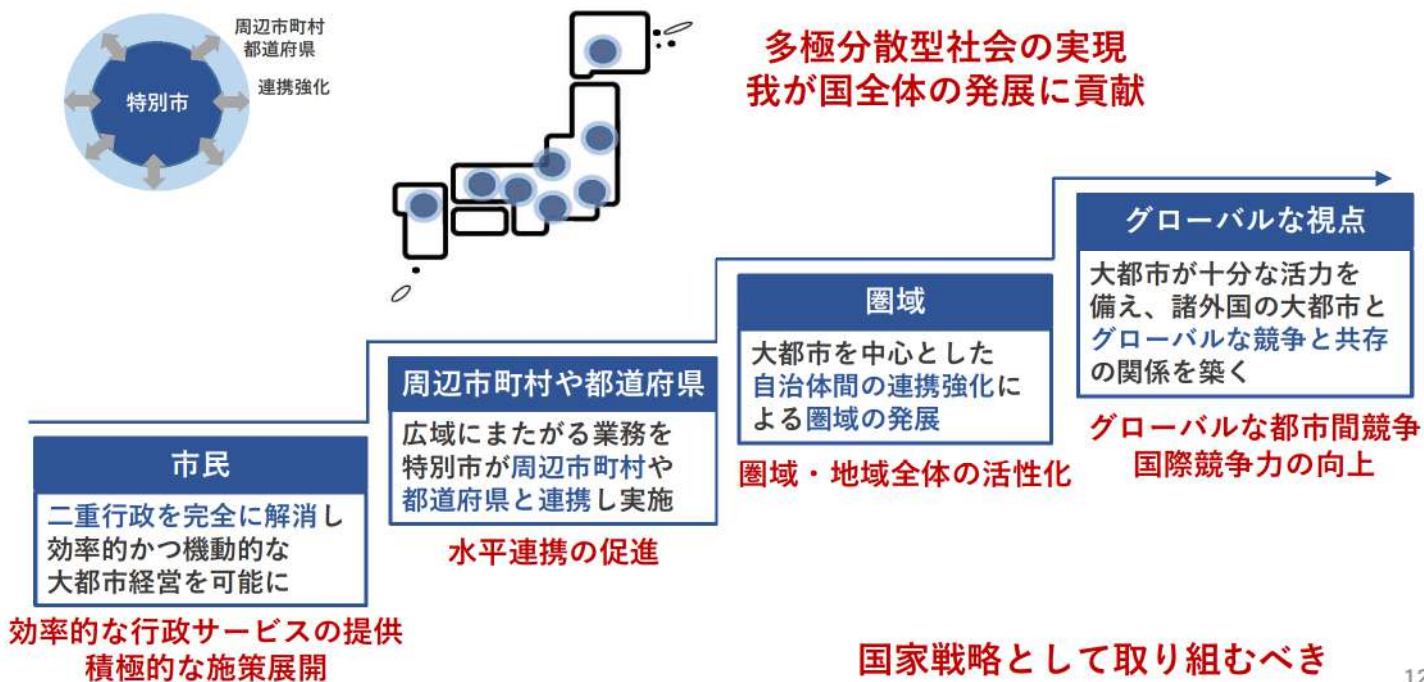
特別市制度の意義

- 市域における効率的・効果的な行政運営に加え、圏域における自治体間の連携の中心的役割を果たす
 - ✓ 特別市による水平連携・水平補完や、都道府県との適切な役割分担により、
我が国全体の行政サービスを持続可能な形で維持していく体制を構築
 - ✓ 周辺自治体を含めた**圏域全体の成長を主導**する体制を構築
- 大都市圏域が複数形成されることにより、**多極分散型社会の実現に寄与**



11

特別市がもたらす効果



12

多様な大都市制度の早期実現に向けて

今後の指定都市市長会の取組

- 引き続き、国や国会議員、全国知事会をはじめとした地方六団体、経済界等の関係団体の理解促進に向けて、**意見交換**を行っていく。
- 指定都市市長会としても、これまでの検討の蓄積を活かし、国と連携しながら**具体的な制度設計に向けて積極的に協力**していく考えである。

特別市制度の具体化に向けた今後の進め方

- 我が国の将来を見据えると、現在の1,788の地方公共団体の形を維持していくためには、**「もはや待ったなし」**の状況
- 地方制度調査会における議論と並行して、国（総務省）において特別市制度の制度化に向けた検討を進め、その**制度設計の具体化**に繋げていただきたい。

13

報道機関各位

**指定都市市長会は、「多様な大都市制度実現プロジェクト」
第2回会議を開催しました。**

指定都市市長会では、本日、「多様な大都市制度実現プロジェクト」の第2回会議を開催しました。今回の会議では、地方制度調査会の審議項目に対する現時点の考え方を整理するとともに、特別市制度のあり方を考える上で重要な論点となる「広域的な調整機能」と「財源」に関する基本的な考え方について議論を行いましたので、お知らせいたします。

1 開催日時

令和 8 年 7 月 22 日（水）10 時 50 分～11 時 50 分

2 開催場所

都市センターホテル（東京都千代田区平河町 2 丁目 4 番 1 号）

3 会議結果の主なポイント

- ・第 3 4 次地方制度調査会で示された特別市制度に関する審議項目について、現時点の考え方を整理するとともに、今後の調査審議の状況に応じて議論を深め、必要に応じて考え方を見直していくことを確認
- ・特別市制度のあり方を考える上で、重要な論点となる「広域的な調整機能」と「財源」に関する基本的な考え方をとりまとめ、今後の対応を確認

※ 詳細は、別紙をご参照ください。

問合せ先

指定都市市長会事務局（担当：青柴／井熊） TEL 03-3591-4772

第2回 多様な大都市制度実現プロジェクト 概 要

令和8年7月22日

1 地方制度調査会の審議項目に対する現時点の整理

審議項目 1 ① 大都市地域が果たすべき役割

国全体で、将来にわたり、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための方策が課題となる中、大都市地域はどのような役割を果たしていくべきと考えられるか。

■考え方

- 人口減少等により厳しい状況下にある市町村を支え、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供し続けるためには、地域の特性を踏まえた市町村間の水平連携や都道府県の補完・支援などを組み合わせながら、複層的に支えていく体制が必要であると考えている。
- その際、大都市地域に限らず、非大都市地域も含めた全国的な持続可能性の確保という視点を持ち、地域間で支え合う構造を構築していくことが重要である。
- 大都市は、当該地域が有する地域資源を最大限に活用し、市町村間の水平連携を推進する役割を果たすとともに、大都市が市域内における道府県の業務を担うことで、道府県が市町村の補完・支援ヘリソースを集中することを可能とする役割を果たすものと考えている。
- また、大都市圏は、都道府県を超えた人やモノの活発な移動により複数の都道府県をまたがって生活圏・経済圏を形成している場合があり、そのような圏域においては、都道府県単位ではなく、圏域で一体的な対応を行う必要があるものと考えている。
- 加えて、我が国が持続可能な社会と更なる成長を実現するためには、効率的かつ機動的な大都市経営を可能とすることで、大都市が圏域全体の経済成長を牽引し、国際競争力を高めることが必要になると考えている。

2

審議項目 1 ② 大都市地域が果たすべき役割

大都市地域が果たすべき役割に照らし、今後あるべき大都市制度をどのように考えるべきか。

■考え方

- 前述のとおり、大都市地域には、広域的な行政需要への対応や基礎自治体間の連携の推進など、国全体の持続可能な行政サービスの確保に資する役割が求められており、これらの役割を力強く果たすことができる大都市制度が必要であると考えている。
- その際、大都市地域は、その規模や歴史・文化、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を有していることを踏まえ、地域の実情にふさわしい大都市制度を自ら選択できることが重要であると考えている。
- しかし、現在の大都市制度は、昭和31（1956）年に暫定的に創設された指定都市制度と、平成24（2012）年に創設された特別区設置制度に限られており、道府県と市の役割分担に起因する意思決定の遅れや非効率が生じるなど、地域によっては、これらの制度のみでは都市課題に対し十分な対応が図れず、その結果として地域の持続可能性の確保にも課題が生じている。
- このため、地域の実情に応じて多様な制度から選択可能とする観点から、新たな大都市制度として「特別市」の法制化を早期に実現する必要があると考えている。

3

審議項目2 いわゆる「特別市」の意義

考え得る大都市制度の一つとして提案がなされている「特別市」については、制度化した場合の国全体における意義や住民にとってのメリット・デメリットをどのように考えるか。

■考え方

- 特別市が制度化された場合の国全体における意義としては、人口減少時代において求められる大都市地域の役割を最大限に発揮し、行政サービスを持続可能な形で提供していくことに寄与する点が挙げられる。
- 具体的には、特別市が圏域における市町村間の連携の中心的役割を果たすことで、都道府県は、広域的な調整機能に加え、自力での対応が難しい市町村への支援に重点的に取り組むことが可能となる。このように、特別市と都道府県の役割分担の明確化と行政機能の最適配分が図られることで、人口減少等により厳しい状況にある地域も含め、全国的に持続可能な行政サービスの提供体制の構築に繋がるものと考えられる。
- また、経済的な側面として、圏域の発展を通じて我が国の更なる成長を実現することも挙げられる。特別市の実現により、自立的かつ一体的な大都市経営が可能となり、インフラ整備や土地利用、産業政策等における意思決定の迅速化が図られることで、経済活動を促進しやすい環境が整う。その結果、域外からも企業や人材、投資の呼び込みが進み、特別市を中心とした圏域の活性化や我が国の国際競争力の強化にも繋がることが期待される。
- さらに、こうした特別市を核とする圏域が複数形成されることで、その効果が全国に波及し、多極分散型の持続可能な社会の構築に寄与するとともに、東京都への一極集中により生じる課題の解決にも資するものと考えられる。

4

審議項目2 いわゆる「特別市」の意義

考え得る大都市制度の一つとして提案がなされている「特別市」については、制度化した場合の国全体における意義や住民にとってのメリット・デメリットをどのように考えるか。【続き】

■考え方

- 特別市内の住民にとってのメリットとしては、特別市が市域内の行政サービスを一元的に担い、効果的な施策を展開できるようになることで、市域内における投資還元や手続の迅速化による経済の好循環が生み出す都市の発展、災害対策や感染症対策への迅速・的確な対応、施策の自由度向上や情報の一元化による市民生活の充実・利便性の向上などの効果が期待できる。
- 一方で、行政区域が変更となることに伴う支障が生じないよう、これまで利用してきた道府県有施設の利用や、住所変更に伴う各種手続などに十分配慮する必要がある。加えて、制度移行に伴う一時的な行政コストの増加や、行政組織の再編に伴う影響にも適切に対応していくことが求められる。
- また、行政機能が一元化され、意思決定の主体が集約されることにより、住民と行政との距離が心理的に遠くなるのではないかと、あるいは地域ごとの実情やニーズが十分に施策に反映されにくくなるのではないかとといった指摘もあるが、特別市への移行は基本的に市域の拡大を伴うものではなく、当該住民に対する基礎自治体の役割は何ら変更されるものではない。
- いずれにしても、特別市の制度化に当たっては、住民サービスの向上というメリットを最大限に発揮しつつ、制度移行に伴う負担の軽減やきめ細かな地域ニーズへの対応を図るなど、円滑な運用に向けた工夫を講じていくことが重要である。

5

審議項目 3－1 ① 広域事務への影響等

これまで都道府県が担っていた広域事務や連絡調整事務への影響として、どのようなものがあるか。また、これについての対応方策について、どう考えるか。

■考え方

- 地方制度調査会の資料においては、警察事務、医療提供体制の確保に関する事務及び都市計画に関する事務について論点が示されており、これらの事務については、あらかじめ丁寧な事前協議を行い、道府県と特別市の連携や特別市と市町村の連携を行っていくことで、適切に対応していくことが可能であると考えている。
- 一方、特別市が道府県の区域外となることに伴い、道府県の広域事務や連絡調整事務の対象範囲が縮小されることから、道府県はその人的・財政的資源をより重点的に配分することが可能となり、市町村に対する支援機能の充実に繋がることも想定される。

審議項目 3－1 ① 広域事務への影響等（「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ報告書（令和7年6月）」に記載された論点）

警察事務
(警察庁)

- 警察事務は、都道府県の単位で処理することを基本としており、広域自治体である都道府県と同格のものとして「特別市」が設置された場合に、「特別市」の単位で警察を置き、警察事務を処理することは考え得るのではない。
- 警察組織としては、一定の人口規模があれば成立し得ると思われるが、警察本部等を新たに設置し、人員を確保する必要があるなど、コストの増加や分割されることによる非効率化という現実的な問題が存在するのではない。
- また、指定都市を包含するような大規模な道府県警察には、有事の際に他県警察を援助する役割が期待されているが、「特別市」の設置により警察組織が分割されると、こうした機能への影響が懸念される。
- 「特別市」と残存する道府県とで警察組織を共同設置するという対応については、現行法上、公安委員会の共同設置はできないとされており、その可能性について直ちに答えられるものではないが、警察事務に対する長・議会の関わりや警察の民主的管理の在り方をどう考えるかといった課題があるのではない。

現時点の整理

- 特別市は、道府県の区域外となることから、当該区域の警察事務については、都道府県警察の所管から外れることになる。このため、当該区域の警察事務は特別市が自ら担うことを基本とすることが適当である。また、地域の実情に応じて、公安委員会や警察本部の共同設置を含めた警察事務の共同処理など、道府県と特別市が共同で事務を担うことも可能とすることも考えられる。
- 広域犯罪・応援体制への対応については、現行においても都道府県警察間の連携・広域捜査による対応が警察庁による調整下で図られていることから、特別市が警察事務を担う場合においても、同様の対応によって大きな支障は生じないものと考えている。
- 警察本部の設置や人員確保に伴うコストの増加や組織分割については、一定の課題として認識はしているが、特別市が警察事務を担うことで、防犯、危機管理、福祉等の関連行政分野との連携強化や、これらの関連行政分野に係るコスト削減、地域の実情に応じたきめ細かな治安対策の実施、意思決定の迅速化など、住民に身近な行政としての機動性・実効性の向上が期待される。
- 特別市と残存する道府県とで警察組織を共同設置する場合については、現行法上、公安委員会の共同設置が認められていないが、特別市制度の検討に当たっては、警察事務の性質や広域対応の必要性を踏まえ、必要な法整備の可能性を含めて検討していくことが重要である。
- 共同設置された場合の警察事務に対する長及び議会の関わり並びに警察の民主的管理については、公安委員会制度を基本としつつ、その委員の選任過程等における議会の関与などにより、担保されるものと考えられる。

審議項目 3 - 1 ① 広域事務への影響等（「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ報告書（令和7年6月）」に記載された論点）

医療提供体制の確保に関する事務
（厚生労働省）

- 高度・特殊な専門的医療だけでなく、一般的な医療サービスについても、都道府県において、限られた医療資源で良質かつ適切な医療提供体制を確保する観点から、地域医療構想による医療機関の機能分化・連携や、医療計画に基づく救急・周産期医療提供体制の確保等が進められている。
- また、大都市部に医師が集中している中、医師偏在対策については、広域的に調整することが効果的であるため、都道府県において、大都市部・非大都市部を含む取組が進められているなど、実際の医療提供体制の確保は基本的に都道府県単位で検討・調整されている。
- 大学病院や医師等の医療資源の多くが大都市部にある現状を踏まえると、「特別市」の事務とした場合には、「特別市」と残存する道府県の区域を含めた一体的な医療提供体制の確保に向けた取組が行われないこと等により、資源の効率的な活用による医療提供体制の維持が困難となることが懸念されるのではないかと。
- こうしたことを踏まえると、「特別市」と残存する道府県の間で協議・調整を行うための新たな仕組みを設けることが考え得るが、その場合であっても、協議・調整が調わなかった場合の対応についてはなお課題があるのではないかと。

現時点の整理

- 特別市と残存する道府県の間で協議・調整を行うための新たな仕組みを設けることで、医療資源を効率的に活用し、広域のかつ一体的な医療提供体制を確保することが可能になると考える。
- その具体的な方策として、例えば、特別市と道府県及び関係自治体で構成する協議の場の設置により、医療計画の策定・変更など、必要な調整を行う仕組みを構築することが考えられる。これらにより、医療機関の機能連携や救急医療体制の確保等の広域的課題についても、継続的かつ実効的な調整が可能となる。
- また、事務の性質や地域の実情に応じて、一部事務組合や共同処理、広域連合の設置、さらには医療分野に特化した広域連携組織の構築といった多様な広域連携手法を組み合わせることにより、より柔軟かつ実効性の高い対応を図ることも可能である。
- 医療提供体制の確保について、生活環境や患者流動の実態が都道府県域を越えて広がっている現代においては、必ずしも都道府県の区域に限定されない、実情に即した圏域設定と自治体間の連携により対応していくことも重要である。この点において、特別市の設置は、従来の行政区域に捉われない広域的な医療提供体制の構築を促進する契機となり得るものと考えられる。
- 特別市と残存する道府県の間で協議・調整が調わなかった場合の対応については、制度的な実効性を確保する観点から、新たな仕組みを設けるなど、国とも協議しながら検討されるべきものと考えているが、事案によっては地方自治法に基づく紛争処理制度の活用も考えられると認識している。これらの仕組みにより、協議不調による調整停滞を回避し、広域的な医療提供体制の維持を図ることが可能となる。

8

審議項目 3 - 1 ① 広域事務への影響等（「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ報告書（令和7年6月）」に記載された論点）

都市計画に関する事務
（国土交通省）

- 都市計画区域の指定や、特に広域の見地から決定すべき都市施設（上下水道や一級河川等の一部）に関する都市計画の決定に係る事務については、都道府県が担っている。
- 「特別市」が設置された場合、広域調整や効率性の観点から、これらの事務を国が行うこととすることや、「特別市」と残存する道府県の間で広域調整を行うための新たなルールを設けることが考えられるが、現在都道府県が担っている地域のまちづくりに関する判断を国が行うことの妥当性は、論点となるのではないかと。
- 市町村が施行する都市計画事業の認可については、適切性・公益性を確認する必要があるため、都道府県が行うこととされている。
- 「特別市」が設置された場合、「特別市」が施行する都市計画事業の認可についても新たなルールを設けることが考えられるが、認可の事務を誰が行うこととすべきかや、仮に国が行うこととする場合の業務量負担は、論点となるのではないかと。

現時点の整理

- 特別市へ移行した場合、市域内で収まる都市計画区域の指定については、周辺自治体への影響等も考慮することを前提に、特別市が担うことが適当と考える。市域に収まらない場合は、特別市と道府県の間で適切な調整を行うこととし、そのための新たな仕組みを構築することが望ましいと考える。
- また、別の手法として、市域に収まらない場合には国が担うとすることも考えられるが、現行制度においても複数の都府県にまたがる区域の指定は国の事務とされていることから、その妥当性は否定されないものと考えられる。ただし、国の関与は広域性・中立性が特に求められる場合に限定することが適当である。
- 広域の見地から決定すべき都市施設の都市計画の決定については、既にいくつかの事務権限は指定都市に移譲されている。道府県に残されている事務権限についても、特別市が広域的な影響を十分踏まえて判断することを前提に担うこととし、必要に応じて道府県との協議や関係自治体への意見聴取の仕組みを併せて検討することが考えられる。
- 都市計画事業の認可については、過去の地方分権改革推進委員会第1次勧告において都市計画決定権者へ移譲すべきとされたことがあり、既に事務処理特例によって市町村へ事務が移譲されている府県の事例が存在することからも、特別市が担うことが適当と考える。
- なお、都市計画事業の認可を基礎自治体が行うことに係る適切性・公益性の担保については、審査機関の設置や外部有識者の関与など第三者性を担保する制度設計や、事業認可と土地収用の所管部署を分けること等が考えられる。

9

審議項目 3－1 ② 広域事務への影響等

広域事務については、いずれの地域でも影響が生じるものと、地域によって影響が異なるものがあるのではないかと。

■考え方

- 広域事務への影響の範囲については、事務の性質や地域の状況、道府県がどこまで事務を担うのか等により異なるものと考えている。

10

審議項目 3－1 ③ 広域事務への影響等

「特別市」が、当該区域以外において広域的な役割を果たすとの議論があるが、これを仕組みとして担保することは可能か。

■考え方

- 広域連携については、広域的な持続可能性の確保や都市課題への対応のために自治体間で任意に連携を行うものと、特別市の創設に伴い、従来一体的に処理されていた事務が制度上分かれることにより、結果として調整が必要となるものの双方が考えられる。
- 将来を見据えると、大都市は圏域の核となり、都道府県や周辺市町村等とも連携して圏域の維持・活性化を促進することが求められる。現在、指定都市においても、圏域全体の維持・発展に向けて、広域的な連携・協力の取組を進めてきている。こうした認識の下、特別市には、広域にわたる地域社会の持続的発展に資するように配慮する責務があると考えている。また、圏域における都道府県との役割分担の下、必要に応じて、市町村等の事務を補完することも視野に入れている。
- こうしたことから、前者については、従来と同様に、関係自治体の判断に基づき柔軟に連携を行うことを基本としつつも、特別市を中心とした新たな広域連携の仕組みの構築による担保が考えられ、後者についても、事務の円滑な実施に支障を生じさせない観点から、既存の広域連携の仕組みの活用や、必要に応じた制度的な対応により、適切に担保していくことが重要であると考えている。

11

審議項目3-2 財産・施設や議員・職員への影響等

広域事務以外に、都道府県が有する財産・施設や、都道府県議会議員・都道府県職員の取扱い等、「特別市」と「残存する都道府県」に分割することが及ぼす影響として、どのようなものがあるか。

■考え方

- 「特別市」と「残存する都道府県」に分割することで生じる影響については、それぞれの地域の実情によって異なるため、都道府県と特別市による個別の協議の中で整理されるべきと考えるが、主なものとしては、都道府県が有する財産・施設や人的体制等の取扱いが想定される。
- これらの対応策については、円滑な運用や事務の継続性を確保する観点から、あらかじめ制度設計を行うものと、都道府県と特別市との協議により個別に決定していくものの双方があると考えられる。
- 都道府県が有する財産、施設及び負債については、周辺住民の利用実態や施設の性質等を踏まえて、道府県との協議により、その帰属や管理の在り方を決定していくことになるものと考えている。
- 特に、都道府県が有する施設については、移管や統廃合の費用負担等も含めて検討する必要があるが、将来に向けた公共施設の適正配置を考える契機ともなりうる。また、都道府県民や特別市民の利便性の観点から、当面は、現在の配置を前提とした運用も考えられる。
- 都道府県議会議員の取扱いについては、特別市が都道府県の区域外になることに伴い、原則として特別市の区域から選出される都道府県議会議員は存在しなくなるものと考えられる。この点については、過去の市町村合併の事例も参考にしつつ、一定期間の経過措置の設定なども含め、議会とも十分な議論を行いながら、制度的な整理を図っていくことが考えられる。
- 都道府県職員の取扱いについては、事務の移管に応じた適切な配置等のために、専門性の高い事務を担う職員の移管を中心に、都道府県と特別市で協議をしていくことが想定される。

12

審議項目3-3 財政への影響等

「特別市」「残存する都道府県」「全国の地方公共団体」のそれぞれに関し、財政面でどのような影響が生じると考えられるか。現行制度上、財源調整機能が及ばない財源超過額の拡大が生じる等の課題がある場合、どのような対応策が考えられるか。

■考え方

- 地方税財政制度は、地方自治制度を財政面から支えるものであり、現行制度においては、地方交付税制度をはじめとした様々な地方財政措置により、各自治体の事務権限に応じた財源が配分されている。そのため、指定都市が特別市へ移行した場合であっても、特別市、道府県及びその他の自治体には、それぞれの事務権限に応じた財源が配分されることが基本となり、財政運営に大きな支障が生じるものではないと考えている。
- また、水源環境保全などの広域にまたがる事務を共同処理する場合の負担金における調整も考えられ、そうした調整を踏まえても、なお、道府県と特別市の財源配分に著しい不均衡が生じる場合は、現在行われている行政サービスの円滑な実施に支障が生じることのないよう、調整を行うことができる仕組みの導入も考えられる。
- 現行制度上の財源調整機能が及ばない影響がある場合の対応については、留保財源に着目する手法と超過財源に着目する手法が考えられ、前者については、県費負担教職員の市費移管の際と同様に、移管する税額の基準財政収入額への算入率を引き上げることで留保財源への影響を抑える手法が、後者については、特別市となることにより財源超過額が増加する場合は、その増加額の一部を道府県に対する財政調整交付金等として活用する手法なども考えられる。
- 関係団体から財政への影響に対する不安が示されることはあるが、特別市への移行により、他の自治体へ影響が及ぶことのないよう、国と協議の上、検討を進めていく必要があるものと考えており、丁寧な調整を行うことにより、対応可能であるものと考えている。

13

審議項目 3 - 4 大都市制度以外への影響

「長年にわたり定着してきた都道府県の区域を分割することにより、大都市制度以外にも、都道府県制度そのものの在り方や、現在の区域を前提に行われてきた国の事務や国民生活に及ぼす影響について、どう考えるか。

■考え方

- 特別市制度は、人口減少時代を見据え、我が国が持続可能な社会と更なる成長を実現するために、地域の実情に応じた行政体制を構築する観点から、地方自治制度の在り方を抜本的に見直すものとして提案しているものであり、都道府県制度の在り方についても併せて検討されるものと認識している。
- 本件は地方制度調査会の諮問事項とされている「国・都道府県・市町村間の役割分担」にも深く関わるものであり、従来議論されてきた道州制などの制度も含め、多様な視点から検討されていくものと認識している。
- 現在の区域を前提に行われてきた国の事務については、特別市と残存する道府県それぞれが担う事務に応じて対応されることが基本となると考えられるが、事務の性質によっては、従来の区分を基本とした対応を行うことも考えられる。
- 国の事務や国民生活に及ぼす影響として、例えば国政選挙の選挙区の取扱いの見直し等が考えられるが、参議院議員選挙における「合区」を参考としつつ、従来の区分を基本とした対応を行うことも考えられる。
- 民間の活動や社会慣行の中には、都道府県区域を前提として行われてきたものも多く見られるが、こうした事項については、必ずしも制度上の区域変更と一致させる必要はなく、従来通りの運用とすることも可能であると考えられる。このように、制度上の取扱いと国民生活に根差した実態とを適切に区別しながら対応することで、両者は十分に両立し得るものと考えられる。

14

審議項目 3 - 5 - 1 指定都市と都道府県の間での協議

事務配分や財産処分、施設の取扱い等が課題となることを踏まえ、事前に、指定都市と都道府県との間で協議を行う必要性についてどう考えるか。

■考え方

- 特別市への移行に当たっては、特別市へ移行する指定都市等と道府県との間で、事務分担や財産処分、施設の取扱い等について、あらかじめ十分な協議が必要であると考ええる。
- そのため、指定都市市長会の「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書（令和7年11月）」においても、特別市への移行手続に際して、必要な事項について十分な協議を行うために、指定都市等及び道府県で協議会を設置し、双方で協議を重ねた上で合意形成し、移行手続を進めることとしている。
- こうした事前協議の枠組みを設けることにより、関係団体間の役割分担や財産・施設の取扱いについて円滑な調整を図るとともに、制度移行に伴う支障を未然に防止することが可能となるものと考えられる。

15

審議項目 3－5－2 住民の意思確認

「特別市」の設置についての住民の意思確認の在り方として、どのような方式・どのような範囲で確認を行うことが適切と考えられるか。

■考え方

- 特別市への移行については、対象となる指定都市等の住民が道府県民でなくなることなど、住民に一定の影響が生じることに加え、大都市地域における特別区の設置に関する法律では、住民投票が必要とされていることも踏まえ、**住民投票**によって、**住民の意思の確認**を行うことが適切と考えられる。
- 特別市へ移行する指定都市等の住民については、道府県の区域外となることのほか、道府県知事や道府県議会議員の選挙権を有しなくなるといった影響が想定される。一方で、それ以外の道府県民に関しては、道府県が提供する住民サービスや道府県の名称等を含め、直接的な不利益となる影響等は生じないものと考えられる。
- このため、特別市の設置は、特別市へ移行する基礎自治体の在り方を問うものであることから、住民投票を行う範囲については、特別市へ移行する指定都市等の住民とすることが適切であると考えられる。

16

審議項目 4 住民自治等の確保

大都市地域における住民自治や住民代表機能の在り方をどう考えるか。その上で、「特別市」における住民自治や住民代表機能の確保について、どう考えるか。

■考え方

- 大都市地域においては、住民ニーズの多様化やDXの進展など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化してきており、住民の意思を的確に反映していく仕組みの確保が一層重要となってきた。このため、行政区域の単位にとらわれず、**より小規模な単位**での行政サービスの在り方をはじめ、各地域の実情に応じた住民意思を多様な形で行政運営に反映する仕組みが求められる。
- そのため、特別市においても、行政区域の単位にとられない小規模な単位も含め、社会環境の変化や地域の実情に応じた住民自治を強化するための仕組みを構築・運用していくことが考えられる。また、特別市は、従来よりも事務・権限が拡充されることから、区の単位での住民代表機能の確保の必要性についても言及されることがあるが、この点については、区内選出の市議会議員で構成する区の常任委員会等の設置と、区長を議会同意が必要な特別職とすることの双方の検討を前提とするなど、地域の実情に応じて、**区行政に対する議会の意思決定機能**や**チェック機能を強化**し、区の単位での住民代表機能を強化・担保していくことが考えられる。
- このように、特別市移行後も市域の一体性や総合力・機動性を最大限に生かせるよう、特別区のような法人格を持つ新たな自治体を設置することなく、住民自治を制度的に強化することが必要であると考えられる。
- なお、住民自治や住民代表機能の在り方については、各議会や地域住民にも多様な見解があると考えられることから、引き続き**十分な議論**を行いながら検討していくことが必要と考えている。

17

2 広域的な調整機能及び財源に関する論点と基本的な考え方

18

広域的な調整機能及び財源に関する論点と基本的な考え方

道府県及び道府県内自治体等から示されている主な論点

主な論点

特別市の実現による以下の2点の影響

- 道府県の広域的な調整機能
- 道府県及び道府県内自治体の財源

19

広域的な調整機能及び財源に関する論点と基本的な考え方

道府県の広域的な調整機能への影響に対する対応

論点の内容

- 広域自治体(道府県)が担ってきた調整機能への影響(例:医療、都市計画、災害対応など)
- 道府県全体としての行政サービス低下

基本的な考え方

- 特別市が主体的に広域的視点を担う
- 都道府県とも連携し、それぞれの役割を踏まえた相互補完的な広域対応の実施
- 実効性を高めるため、必要に応じて制度的手段の整備を検討する必要性

20

広域的な調整機能及び財源に関する論点と基本的な考え方

広域的な対応の視点

- 生活様式や人の移動の広域化を踏まえたサービス提供
- 人口減少社会におけるサービス維持・効率化
- 圏域で共有する行政課題の共同解決
- 圏域の発展・経済成長を見据えた連携

実効性を確保するための制度的手段

- 既存の広域連携制度の活用を基本としつつ、必要に応じた制度的手段の整備
- 協定・計画等に基づく役割や対応体制の明確化
- 必要に応じた国の関与・調整枠組み

今後の対応

- 地方制度調査会における分野別の調査審議に応じた分野ごとの広域的な連携のあり方の検討
【想定される分野の例】 医療、都市計画、災害対応など

21

広域的な調整機能及び財源に関する論点と基本的な考え方

I 財政面の影響への対応

論点の内容

- 税源移譲等による道府県及び周辺自治体の財源不足
- 道府県内の行政サービス低下

基本的な考え方

- 役割分担の見直しに応じた適切な税財源配分
- 財源配分に著しい不均衡が生じる場合は、必要に応じて調整の仕組みの導入について検討する必要性
- 国と協議をしながら、丁寧な調整を行うことにより、制度的な対応も可能

今後の対応

- 地方制度調査会の議論を踏まえた財政的影響の検証手法の検討
- 不均衡が生じる場合に調整できる仕組みの具体的な制度内容の検討

22

広域的な調整機能及び財源に関する論点と基本的な考え方

(参考) 連携に対する財政負担の考え方

【周辺自治体に対する水平連携や水平補完】

- 現状、各自治体の事務については、単独遂行を行うことが可能な地方財政措置が実施されている
- そのため、特別市を含む連携自治体の応分の負担が原則

【道府県の広域行政機能が制度上分かれることに対する連携】

- 道府県と特別市での応分の負担が原則

23

3 その他報告事項

24

その他報告事項

1 全国市長会との意見交換の結果

- 日時 令和8年6月10日（水） 12:40 ～ 13:00
- 場所 ホテルニューオータニ「橘の間」（東京都千代田区紀尾井町4-1）
- 説明者 神戸市長、仙台市長、名古屋市長、岡山市長
- 面談者 全国市長会 会長（広島市長）、全国市長会 副会長
- 主な質疑 特別市移行後の道府県議会議員の取扱や、大阪都構想との関係等について質疑が行われた



25

その他報告事項

2 特別市制度に関する報道機関向け説明資料

- 特別市制度について、指定都市市長会の意図や考え方が正確に伝わるよう、情報を整理し、資料を作成する。
- 事務レベルで資料作成の調整を進め、11月のプロジェクト会議において、資料を確定する。
- 説明資料は、各市から報道機関に対し個別丁寧の説明を実施した上で、リリースすることを基本として進める。

(参考) 説明資料に反映予定の項目

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 特別市を目指す背景(危機意識) | 5 特別市の実現により期待される効果 |
| 2 地方自治制度の歴史 | 6 指定都市市長会の取組状況 |
| 3 指定都市制度の課題 | 7 国等の動向 |
| 4 特別市制度の概要・意義 | |